

静岡県建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

2 この要領において「台帳」とは建築基準法第12条第8項に規定する台帳をいう。

3 この要領において「証明書」とは第4条第1項各号に掲げるものをいう。

4 この要領において「定期報告」とは建築基準法第12条第1項又は第3項による報告をいう。

(申請)

第3条 証明書の交付を受けようとする者は、建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付申請書（様式第1号）により静岡県知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該建築物等の敷地の所在地を管轄する土木事務所又は建築安全推進課に郵送又は持参することにより行うものとする。

3 郵送により証明書の交付を受けようとする者は、郵送に要する費用を切手により提出しなければならない。

(交付)

第4条 静岡県知事は、前条の申請を受けた場合であつて、台帳に当該申請に係る記載があるときは、次に掲げる区分に応じて、申請者に証明書を交付するものとする。

一 建築物にあつては、確認申請等台帳記載事項証明書（建築物）（様式第2号）

二 工作物にあつては、確認申請等台帳記載事項証明書（工作物）（様式第2号の2）

三 建築設備にあつては、確認申請等台帳記載事項証明書（建築設備）（様式第2号の3）

四 昇降機にあつては、確認申請等台帳記載事項証明書（昇降機）（様式第2号の4）

五 定期報告（特定建築物）にあつては、定期報告証明書（特定建築物）（様式第3号）

六 定期報告（建築設備（昇降機を除く。））にあつては、定期報告証明書（建築設備（昇降機を除く。））（様式第3号の2）

七 定期報告（防火設備）にあつては、定期報告証明書（防火設備）（様式第3号の3）

八 定期報告（昇降機）にあつては、定期報告証明書（昇降機）（様式第3号の4）

九 定期報告（遊戯施設）にあつては、定期報告証明書（遊戯施設）（様式第3号の5）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書は交付しないものとする。

一 証明に係る物件を台帳で特定できない場合

二 静岡県知事が証明書を交付すべきでないと判断した場合

(手数料の徴収)

第5条 手数料は静岡県手数料徴収条例（平成12年条例第25号）に定めるところによる。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。